

田野倉村

〔都 留 市〕

田野倉は『甲斐国志』編纂さん用に絵図を二枚提出している。内容に僅か違いがみられるが、詳しい方をカラー写真で収録し、他はモノクロ写真で解説頁に収めた。

田野倉村の地域は、千ノ宮・神出・桃園等で遺跡が発掘されており、縄文時代以降人々が居住していたことが知られる。江戸時代には村絵図の表題にもある「田之倉」の他、「田ノ倉」「田ノ蔵」などとも書かれたが、田野倉が正式であり、現在もこれが用いられている。

村域は、南から西へ、さらに北にかけ、桂川を境に小形山・花咲・大月に接し、北から東へ、南東にかけては山峰が続き、朝日小沢・井倉に接している。

道路は北方中央に「ハシ」と見える沢井沢にかかる橋から、南方「アサ日川」にかかる橋までを往還道として記しているが、これが村を従貫する道路で、ほぼ現在の国道一三九号線に当る。『甲斐国志』はこの間を三四町（約三・七キロメートル）と記している。

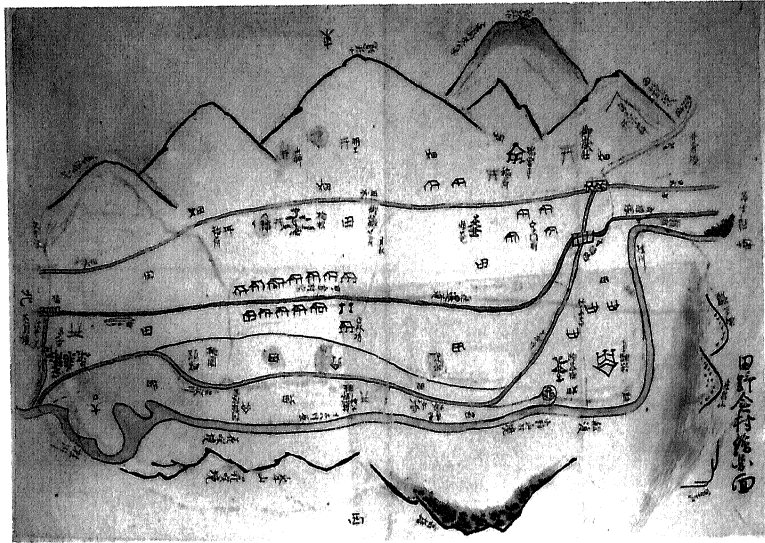
「沢井沢」にかかっていた橋は、幅八尺・長さ五間であり、幕府普請所として材木が下げ渡され、大月と田野倉で人足を出して普請した。現在は国道下をすいどう隧道で抜いており、橋はない。「沢井沢」より五〇〇メートル位のところに一里塚があり、ここからの里程は江戸へ二五里、豆州三嶋へ一七里とあって、里程のめやすとなっていたところであるが、現存しない。「ノリモノ棒」は一里塚より一丁ほど南に細長く駕籠棒様の形をした田地があったのでつけられた地名であると村明細帳は記しているが、現存しない。往還道を更に南にたどると、一三戸程の家が描かれているが、モノクロ写真の絵図には「田ノ倉村宿」とみえるように、本村の中心をなす集落で、他に「字門前村」と見える門前と、「字中ノ村」と見える中野の三集落から成っており、文化三年（一八〇六）当時戸数一七〇戸、人口七二人、馬二匹と「村明細帳」には記されている。現在三集落はほとんどつながって、四一四世帯・一三九九人（昭和五十五国勢調査）に増加している。

「宿」の南はずれに「鷹坐菓山」方向に行く「ミチ」があるが、この交差点に高札場があった。往還道をさらに南進すると、途中に小形山に至る「ミチ」が分れるが、さらに南進すると「アマサケバス」に至る。橋の長さは四間、幅七尺であり、架け替えについては秋元時代は材木は下げ渡しであったが、その後村負担となったと「村明細帳」に記されている。

「アマザケ橋」は今も橋名が現存するが、それを南にたどると分れ道があり、「小沢道」とあるが、これは札金温泉の沢を通って朝日小沢へ至る道である。さらに南進すると、現在は小形山大原工業団地へ至る大原橋の脇に「ヲ経ヅカ」があるが、これは現存する。すぐ南に「ウノ頭」と書いてあるが、桂川の岸壁に鶴の頭の形をした岩があったことからつけられたと「村明細帳」に見える。往還は間もなく「アサヒ川」にかかる橋に至って終わっている。絵図は「道ヲ限り井倉ト境」と記しているが、実際には「アサヒ川」にかかる橋は井倉村分で、モノクロ写真の絵図のように障子岩で終る方が正しく、



国道139号線と田野倉の家並



田野倉村絵図

現在も生きている。
小形山へ行く道には桂川にかつて船渡しがあったが、文化四年（一八〇七）当時は板橋となっており、両村の費用で架けていた。

山名の記入がいくつも見られるが、田野倉の山としては、「善瀧山」と「鷹坐巢山」のみに山名の記入が見られるだけである。「善瀧山」は「三島社」からの松山の眺望が波を見るようにみえたところから、また「鷹坐巢山」は鷹が棲むところからそれぞれつけられた名であるという。「九鬼山・生出山・菊花山・岩殿山・峯山・高尾山」はそれぞれ隣村の山であるが、「御正体山・鹿留山・富士山」は遠見である。「菊花山・岩殿山」は位置に無理があり、「鹿留山・御正体山」も遠見できるのは場所によってである。なお「高尾山」とあるのは高尾山（高尾山）のことである。

川は「桂川」が南から西へ大きく湾曲して北へ流れており、これが村界となっている。主川でありながら谷深く、用水としての利用は現在に至るもなされておらず、「アサ日川」の「水門」よりとり入れ、東側山裾沿いに引かれた「五ヶ村田水」とみえる通称五ヶ堰が、灌漑および生活用水として利用されてきた。五ヶ村とは田野倉・大月・駒橋・殿上・猿橋である。

「九鬼山」境より発する山沢水は、雨龍沢の水を集めて下り、「クボ川」となって「アマザケハシ」をくぐり、中野を出て古沢川となり、「大口」で桂川と合流する。往古、障子岩が分断されるまでは、アサ日川が流れたところといわれ、「クボ川」、「古沢川」の河川域は広いものであったが、中央自動車道笹子トンネル排土利用による古沢埋立事業で、国道西側の地形は一変した。

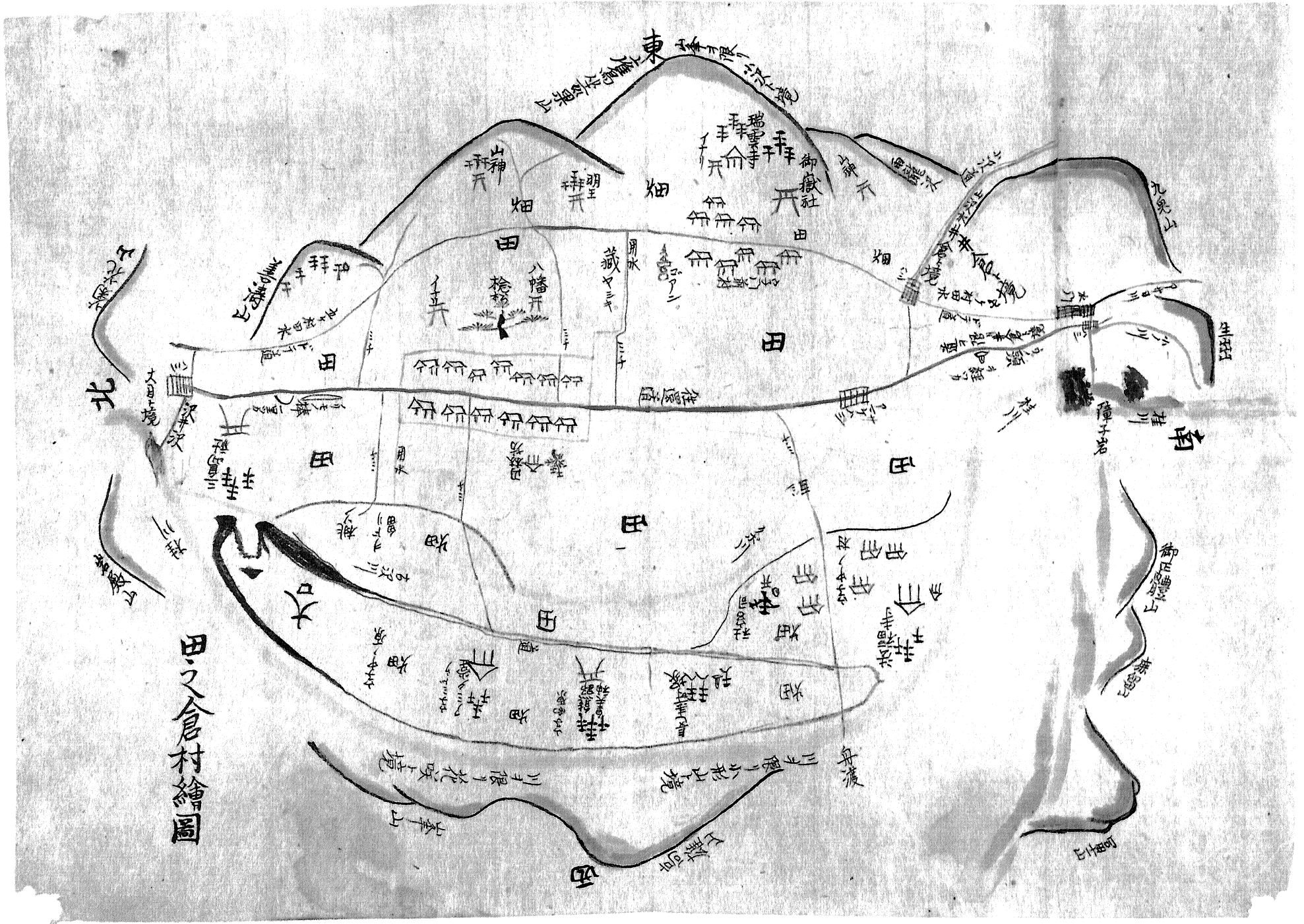
社寺では「三島社」「御嶽社」は氏神として現存し、「法福寺」「瑞雲寺」も現存するが、共に建物は変わっている。「アマダ堂」は十王堂であったが、現存しない。宿の「円林坊」は修験者の坊であったが、やはり現存しない。なお、西方に「長寿塚」と見えるのは円林坊の墓所であったが、このあたり一帯は前記埋立整備事業により一変し、「字向原」の「熊野皇大神」も「馬場」に移転されている。

小社に山神二、八幡、イナリ二、明王、社宮司が見える。このうち門前の山神は札金温泉にあって、今も祭礼が行われている。「社宮司」は、椿と樅の大木の接する二股より石棒が突き出した道祖神で、現存するが個人の屋敷神とされている。

その他絵図に記されたものとして、「桃ソノ、ヲドリ島、稔松、蔵屋敷、ゴアン、大口」がある。「桃ソノ」は桃樹のあったところとされ、「ヲドリ島」は三島社の祭典の際、仮踊り場となったところといわれているが、共に旧蹟を伝えるものではなく、字名として桃園を残すのみである。「捨松」は松の樹形からつけられた名で、私有木であるが、現存する。「蔵屋敷」は秋元時代まで三間一〇間の板倉のあったところであるが、文化四年（一八〇七）には田となったことを「村明細帳」は記している。「ゴアン」には五輪塔が添えて描かれているが、現存しない。由緒も不明である。「大口」は大蛇の口に見立てた地形で、中野にかけての景観を大蛇と見ている。この村絵図は比較的豊富に資料を残しているが、かつて穀倉地帯とされた田野倉は、いま人口も戸数も大幅に伸び、団地・工場・大結婚式場などの大型店舗が次々と建てられ、新発展地として大変貌の過程にある。



田之倉村絵図



都留市史

資料編 都留郡 村 繪 図 集
村明細帳

三 文化四年(一八〇七) 四月 田野倉村明細帳

(表紙)

甲州都留郡田野倉村明細帳并絵図

藁笠之助御代官所

甲斐国都留郡田野倉村

一 高三百六拾八石七斗五合 内 卷升無地高

此反別三拾五町九畝貳十五歩

内 貳拾四町九反四畝廿八歩 田方

十町卷反四畝廿七歩 畑方

此 記

上田八町八反拾貳歩

此分米百貳拾三石貳斗五升六合 石盛卷石四斗

中田七町貳反八畝拾九歩

此分米八拾七石四斗三升六合 石盛卷石貳斗

内 貳十五歩 永流

分米 卷斗引

下田五町九反貳畝卷歩

此分米五拾九石貳斗三合

石盛卷石

下々田貳町貳反貳畝廿卷歩

此分米拾七石八斗卷升六合

石盛八斗

内 三畝十八歩 永流

分米 貳斗八升六合引

見付田七反卷畝五歩

此分米四石貳斗七升

石盛六斗

内 七畝六歩 永流

分米 四斗三升四合引

小以貳百九拾卷石九斗八升卷合

内 八斗貳升 永流

上畑九反三畝三歩

此分米拾石貳斗四升壹合 石盛壹石壹斗
中畑七反八畝拾八歩 此分米七石八斗六升 石盛壹石

下畑貳町八反三畝四歩 此分米拾六石九斗八升八合 石盛六斗

下々畑貳町九反九歩 此分米拾壹石六斗壹升貳合 (記載なし)

見付畑三反七畝貳拾三歩 此分米壹石壹斗三升三合 石盛三斗

屋敷貳町三反貳畝歩 此分米貳拾七石八斗四升 石盛壹石貳斗

桑五拾貳束 此分米壹石四升 石盛貳升

小以七拾六石七斗壹升四合 上山畑七畝貳拾五歩 此大豆三斗四升五合

此大豆五升壹合 中山畑壹畝拾貳歩 下山畑三反八畝貳拾五歩

此稗七斗八升 下々山畑八反三畝貳歩 此大豆壹石壹斗六升四合

上柴山五町壹畝四歩 此分米八斗貳合 中柴山三町壹反貳畝拾歩

此分米三斗七升五合 下柴山九町六反三畝歩 此分米六斗七升五合

右は年々御張紙直段を以金納仕候 一 浮役小物成

一 永六百三拾八文五分 薪百六拾六束代

一 永五十文 入松五束代

一 永百文 糠廿六俵代

一 永百七拾壹文五分 炭木廿四束代

一 永百六拾五文五分 青草三十六駄壹束代

一 永貳百五十文 萱五拾駄代

一 永六文 萩四束代

一 永五拾五文 干草棒三十三本代

一 永百五拾貳文 渋柿九斗壹升代

一 永三貫六百八十七文壹分 夫金

一米貳斗貳升壹合 御伝馬宿入用

一 永三百五拾五文 棒手茶札 喜兵衛

一 永貳百五拾文 大工・木挽役 大工 源次右衛門 八藏 木挽 惣善 八六

一 永拾八文七分 口永 一 田水用水 十日市場村地内より桂川を引こみ、又小野川・朝日川落合井倉村下より引来、猿橋宿地内にて桂川へ落

入申候 是ハ享保五庚子年より田野倉・大月・駒橋・殿上・猿橋、五ヶ村組合御普請御用相勤候、從 御公儀様

御入用被下置御普請仕来候 字沢井沢 一板橋 長五間幅八尺余、田野倉村・大月村境目にあり

先規より御材木從 御公儀様郡中へ被 仰付、橋本 一板橋 長四間幅七尺余、是ハ秋元但馬守殿・松平甲斐

へ御引取被下置、兩村より人足罷出、架け来申候 守殿御代迄ハ、山本へ被 仰付、材木被下置、架け

来申候、当時ハ村役を以架け申候 字せうきハ 一土橋 長三間半幅六尺余

是ハ奥山村中村金山の奥にて、材木相求架け来申候 一 田畑拾ヶ年を限り質物に入申候、但シ田壹反ニ付金貳

兩ほど、畑壹反に付金壹兩壹分ほど 一 秣場 是ハ井倉村分内九鬼山にて刈来申候、山代とし

て米七斗三合代金を以年々井倉村へ差出申候 一 秣場 是ハ小沢山にて刈来申候、山代として粃貳俵半

つゝ年々小沢村へ差出申候 一 薪山 是ハ奥山村之内金山中村のおくにて、薪井其外

入用の物採来申候、尤往古より山代指出不申候 一 埋樋十二ヶ所 長貳間余 是ハ田水通にて御座候、材

木御林にて被下置候 一 家數百七拾軒 一人數七百拾貳人

一 内僧三人、山伏三人、男三百五拾人、女三百五十五(符カ)

六人 一 馬貳拾貳疋

一 男女給金、但シ一ヶ年分男ハ金壹兩ほど、女は金三分

ほど

一名主之義ハ、高拾石分高懸り人足を除申候

一 組頭之儀ハ高五石分高懸り人足を除申候

先年ハ名主式人に給金米八俵耆斗七升被下置候、并

諸役・諸夫金御免、組頭に人役等御免と、清野与右

衛門様御代官中村差出帳に相見申候

一定使老人 給金一ヶ年分金貳両、村中より差出申候

一 田畑耆反ニ付田にハ初八升ほど蒔申候、畑ニハ麦貳斗

五升ほど蒔申候

一 御伝馬大助之義ハ、当郡初狩宿へ助合申候、行程当村

より初狩宿へ式里余

一 船渡 是ハ田野倉・小形山兩村境目桂川にあり、当時

ハ板橋、兩村入用にて御座候

一 隣村道程、大月へ式拾丁、井倉村へ式十五丁、四日市

場へ耆里余、谷邑へ一里半、小形山村へ六丁、小沢

村へ耆里

一 一里塚、先の宮より三丁ばかり南にあり、江戸へ式十

五里、豆州三島へ十七里、甲府へ十式里、相州小田

原へ廿五里、八王子へ十三里

一 南ハ桂川を隔て小形山と境、夫より西にめぐりて山の

林下を流、又花咲と境、北は沢井沢を限り桂川迄大

月と境、東ハ山の峰を限り小沢と境、又南ハ山沢水

又往還道を限り井倉と境、未申ハ障子岩を限り古川

戸と境、沢井沢より障子岩迄南北三十四丁、桂川よ

り東の峯迄凡廿丁余

字先宮 大月村神主

一 大松山三島大明神 東向末社疱瘡神 吉村丹波

社地御見捨地堅六十間横廿間、御神像二躰、各立像、二躰ハ陽神・陰神か、又三躰を一躰失ひ候や、

祭礼七月十八日、先の宮と唱候事ハ、大月村・殿上

村に同社あり、三所の最初に建立仕候故、先の宮と

号候と申伝候、一説に三所の神ハ御兄弟、其姉神

なるゆへに先宮と云とも申伝候、神代卷伊弉諾尊

抜テレ剣ヲ斬テ軻遇突智、一為三段、其一段ハ是為

大山祇神、一、鈔ニ曰伊豆ノ国賀茂ノ郡三島ノ神

社、撰津ノ国嶋下ノ郡三嶋ノ社、伊予ノ州越智郡大

山祇ノ社、此ノ三所ハ共ニ一神也と、本朝神社考に

載て御座候、此事姉神と申説に符合仕候也、又一説

に仙宮の景気あるゆへに仙の宮と唱とも申伝候、社

木松・杉・桜・榿の大木数株有之候、大松山と号候

ハ、往古社木に大松有之、彼木を伐て三所の御神像

を作り奉ゆへと申伝候、右往還道の傍、大月村境近き所に御座候、勸請草創詳ならず候

一 善壽山 先の宮に相對して東の方にあり、其間たゞち

に四五十間ばかり、頭を挙て望候へハ松数本有之山、

三島の御神松壽の景気をめて玉ひしより号けたまふ

と蒼生の諺に申伝候

一 桃苑 先の宮より西の方、一階低き所、往還道より二

丁ばかり引入シ候所にあり、往古桃数本有之候由、

今は田畠と成申候

一 跳踊畠 桃苑の地中にあり、昔先の宮の祭日、此所に

て伎踊を興行いたし候所と申伝候、桃は仙境の景

物、諸邪の気を除の功能専らなり、又玄徳桃園に義

を結び給と伝云ものから、彼にあやかり、是になら

ふて里童此勝地を集ひて、朋友の交を和らけて、詠

歌舞踏を行ふならんと、老人の物語り聞とよめ候

一 乗物樺 先の宮より四丁ばかり西、往還道の傍にあ

り、田地の形似たるがゆへ呼来候由

一 大口 戊亥の方ハ桂川を隔て、卯の方ハ古沢を渾り堆

き事五六丈、幅二十間ばかり、北より西へ長長く十

二三丁、其形大蛇の横たるか如し、頭は北にあり

て、即大口と云、大蛇の口によく似たり、先の宮の

後に當る、腹ハ字中野原・御堂尾ハ字向原長寿塚

より中之村に終る、大蛇体に異ならず候

右五地を先の宮社外の五景と申伝候

一 御嶽大権現 西向末社弁才天疱瘡神 大月村神主 吉村丹波

社地御見捨地堅四十間横八間、御神像三体、中尊馬に

〔付箋の位置〕 〔御し玉ひぬ大己貴命・少彦命

〔付箋〕 今一命の御名失念仕候、御加筆奉希候、せんきの書

物無之候

祭礼三月十一日・八月十一日、社木松・杉・榿・桜等

の老木御座候

吉野座王権現と御同神に御座候所、御神像とハ異形

にて御座候、吉野ハ降魔の御相、此方の御相ハ慈悲

柔和、全躰異なりと奉拜礼候

一 熊野大権現 大月村神主

皇太神宮 東向 圓林坊

兩社同所、社地御見捨堅四十間横三十七間、熊野大

権現御神像三躰、各立像、中尊伊弉諾再尊、左脇土速

玉之男、右脇土事解之男、祭祀六月廿日、皇太神宮

御神像三躰、各立像、左脇土天児屋根尊、右脇土太

玉命、祭祀三月廿日、社木松・杉・樅・桜等の老木数本茂盛仕候、字向原、又太平山、又権現の森と申伝候、勸請権輿詳ならず候
熊野権現末社
津島牛頭天王 小禿倉

熊野権現境内にあり、村民安置奉りぬ、毎年六月朔日村中へ移し勸請奉りぬ、同月十五日いさゝか祭礼を行申候、同月晦日、右社地へ還御奉り候、都祇園御旅所と申事に准候也

字中野村 一 社宮司祠 俗誤テサクジト云、道祖神なり、字中野村

北の方畑中にあり、今は祠なく、神木・神石あり

字山の神 一 山神 御年貢地、持主茂右衛門 神主 圓林坊

一 明王権現 御年貢地、持主弥市兵衛 同院

一 正一位稻荷大明神 御年貢地居屋敷の中にあり、持主

沖右衛門、御位階寛政六寅年勸請仕候、俗説に御神

駄白狐にて、時々顯れ候事も御座候、是ハ天正年中、富士參詣武州の人と来候白狐と申伝り候

一 八幡大菩薩 御年貢地、居屋敷の中にあり

持主半右衛門

一 捻松 八幡宮の神前にあり、即御神木と申伝候、

高六尺余、囲三尺余、左右の径五間余、前後の径式

間余、当半右衛門迄四代以前半右衛門曾祖父彦八、

若年の時植之申候由、宝永二三年の頃植候由申伝

候、五十二ヶ年以前、当村類焼之節、此松火に傷候

故、大木になりかね申候、捻松におゐてハ一郡の奇

觀なりと、諸人賞翫申候

一 正一位稻荷大明神 持主瑞雲寺境内にあり、御位階寛

政六寅年勸請仕候

字灘の沢 一 山神 御年貢地、持主太郎左衛門 神主 圓林坊

一 平遊山法福寺 別紙に認差上候

一 龍徳山瑞雲寺 本尊愛宕地藏、濟家宗金井桂林寺末、

御見捨地あり、北条家の比丘尼開基と申伝候、三世

以前一翁和尚より天位地

字御堂 一 阿弥陀堂 堂内に十王像安置、瑞雲寺持

一 太平山圓林坊 聖護院宮末、修驗坊敷御見捨地、堅十

四間余横八間三尺余、開基世代不分明にて御座候、

後陽成院第八皇子二品親王御宸筆和歌

いはふべきこと葉のさきにたつ春の

はなの都の空にみゆらん

右御短冊圓林坊にあり、古び候て文字やう

く相見候

覚

甲州四郡之寺社僧侶・社人へ米式千五百俵從 若殿様被下之、配分可仕之旨被仰出候事、 右は来亥

年 殿様御令五十之御賀ニ付、御長命之御祈禱可

申付之旨、從 若殿様御直書被成候間、御祈禱被

抽丹誠、御札来正月十三日前迄之内権大夫宅へ指上

可有候、右配分之米来正月十八日より於御藏相渡候

様ニと役人中へ申渡候、此書付之通早々相触可被申

候、以上

十一月十九日

鈴木主水□

近藤 凶書○

柳沢権大夫□

寺社中へ

右ハ松平甲斐守殿当郡御預中、宝永三戌年之御書付

写にて御座候、右兩書圓林坊所藏仕候

一 長寿塚 御見捨地堅十二間横五間余、圓林坊廟所な

り、先祖に長寿あり、彼を葬候所故、地名となり候

旨申伝候、石碑并松十本はかり有之候、先年飛火に

て古木焼失仕、今ハ大木無御座候、御高札場より申

の方に相對して其間近し、免許和歌修行御歌所、鳥

丸大納言光種門人、京師水鏡軒、此地にてよめる歌

のほり得し蓬の袖ハときはにて

いく万代か栄へたのしき

一 大神川原 熊野権現社地の西桂川の岸にあり、大神社

ハ、和州大三輪の神の御事、大己貴命なり、往古此

御神を此地に勸請奉り給、何の時代にや洪水に荒て

破壊に及び給と申伝候、惜哉、再建不仕事を

一 御藏屋敷 村御高札場より東の方四五十間引入シ候

所、秋元但馬守殿御時代迄ハ、梁間三間行間十間の

板倉有之候、上田三畝五分分米四斗四升三合、御藏屋

敷分引と、宝永式酉年四月十五日、御代官清野与右

衛門様へ差上候村差出帳に相見へ候、今ハ田と成り

取藏と相唱申候

一 悟庵 後庵か、所々後庵の場所を見るに、皆後園

にして別荘とおほしき所、又悟安か、御庵か、居安

か、安居の類ひか、御嶽の社より北の方用水封疆下

に五倫の石塔、今に田の畔にあり、古雅なる工ミ花

咲村に悟安寺あり、彼地に元悟安の地名あり、真木

村にも同地名あり、小菅村に同地名あり、いつれ浮

屠氏隠者の居所なるべしと申伝候

以上

一 雨龍沢 御嶽の社より東の方八、九丁、小沢道の傍清

文化四卯年四月

甲州都留郡田野倉村

水の細流に二丈ほどの瀧、峻岨にして飛鳥ならてハ
至り難し、常に雲霧を発し、寂寥として別世界の心
を生し候、そのかみ夏日一点の黒雲山頂に起りぬ、
彼沢たちまち鳴動の声、颯々として一烟の中に龍盜(頭)
をあらハして昇天す、暴に空かきくもりて傾盆の一

名主

半右衛門印

組頭

孫左衛門印

同

仁左衛門印

百姓代

弥市兵衛印

松平伊予守様

御役人衆中様

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。

(富士吉田市 加々美四郎家文書)

一 御経塚 字松原と云、法福寺の旧地なり、石碑に修多

羅塔の銘あり、往還道端にあり

一 鵜頭 御経塚より南一丁ばかり、往還道の傍、桂川の

岳壁屈曲の所にあり、古へ鵜の頭の形なる性石(性)あり、
欠落して今は名のみにて御座候

一 障子盤 鵜の頭より五六丁未申の方にあり、未申の方

ハ古川渡村分、内東の方ハ田野倉村分、内両村境目
にあり、小野川・朝日川の流ハ此所に会同す、水此
岩に停て礫となり、塘をなし、桂川を隔つ事障子一

重の如し、小野・朝日の流ハ井倉村九鬼分内へ流入
り、田野倉村分内字窪クボより古沢フルサツへ通し、先の宮ウツロの後
にて桂川へ落入候、何れの時代にや障子岩裂て、小
野・朝日の両川直に桂川へ流入候と申伝候、依て障
子岩、今ハ名のミにて、其形微しく兩岸に相見候、

右三川会同仕候所故、落合と云、此所古川渡村分内
に天満宮御座候、即障子岩の岸にあり、比社往古ハ
田野倉村分内にて御座候所、障子岩破裂して川に隔
られ、今ハ古川渡分内に相成候由申伝候、依て今に
及び、毎年正月廿五日祭日、田野倉村の男女打揃ひ
参詣仕候へ、古への遺風と申伝候

一 遠見 東ハ鷹坐タカガサ巢山スズメ、常に鷹此所に栖をなし候、西の方

ハ小形山村分内高雄山タカウツ、都の高雄に異ならず候、高
雄北の岬ハ花吹村分内峯山ミネ、北の方ハ大月村分内菊
花山キクノ、岩殿山遥イハトに望候、申の方ハ富士山、未の方ハ
鹿留山シノトメ・御正体山遥ミシヨクタイに眺望、午の方ハ生出山オイデ、巳の
方ハ井倉村分内九鬼山クキにて御座候、免許和歌修行御
歌所鳥丸大納言光種門人、京師水鏡軒此地にて詠歌

九ツの鬼の窟は踏はかり

治れる世に住もならハす

右地名絵図面別紙に差上候

右は今般御用ニ付、村鑑明細帳差上候所相違無御座候、